甲賀市社会福祉協議会
虐待防止指針（高齢）

令和４年（2022 年）３月作成

令和５年（2023 年）４月改訂

令和６年（2024 年）７月改訂

令和７年（2025 年）３月改訂

令和８年（2026 年）３月改訂

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

１．基本方針

利用者（高齢者、障がい者）の人権の擁護、虐待の防止を目的に、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防および早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。

２．虐待とは

虐待とは、職員等から利用者（高齢者、障がい者）に対する次のいずれかに該当する行為を言う。

（虐待の種類）

① 身体的虐待	身体に外傷が生じる。もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由なく身体を拘束すること
② 性的虐待	わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること
③ 心理的虐待	暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、その他心理的外傷を与える言動を行うこと
④ 放棄・放置	衰弱させるような減食または長時間の放置、他者による虐待行為と同様の行為の放置、その他養護すべき職務上の義務を怠ること
⑤ 経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

３．虐待の防止に向けた具体的な取り組み

（１）虐待防止委員会の設置

設置要綱に基づき本会の施設及び各福祉サービスの利用者に対して、虐待の防止と早期発見及び適切な対応の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護する。

（２）職員に対する虐待防止研修の実施

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。

年１回以上の定期的な研修を実施し、新規採用時にも研修を実施する。

（３）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

虐待を防止するための専任の担当者を置く。

（４）事業者としての責務に基づく職員への働きかけ

所属長は、利用者の人権擁護の意識を高め、地域に開かれた事業所として、利用者が安心してサービスを利用できるよう、職員一人ひとりに周知・徹底させる。

（５）チェックリストを活用した定期的な自己点検並びに早期発見に心がける。

毎年法人全体の虐待防止および身体拘束適正化研修開催に合わせて、チェックシートによる自己点検並びに早期発見につながる取組に努める。

４．虐待発生時の対応

（１）虐待発生時の対応

虐待等が発生した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先とし、速やかに甲賀市に報告するとともに、その要因の除去に努める。

虐待等の発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化と意識啓発を徹底する。

（２）相談・報告体制

職員が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、速やかに担当者に報告する。担当者は報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行う。

５．成年後見制度の利用支援

利用者、家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

６．虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、法人が定める苦情解決に関する規程に基づき対応、解決に努力する。

７．当該指針の閲覧

利用者および利用者家族は、いつでも本指針を閲覧することができる。法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

虐待発見時対応および虐待防止に関するチェックリスト等フローチャート

虐待と思われる事案発生

即時報告

虐待防止受付担当者または所属長（管理者）へ報告。関係機関連絡

チェックシート使用

様式第２―１号「ケアマネジャー用」
様式第２－２号「訪問系用」
様式第２－３号「通所介護用」
様式第２－４号「計画相談用」
様式第２－５号「作業所用」
それぞれ該当の様式によりチェック

速やかに通報

委員会と調査協力

長寿福祉課、包括支援センターまたは障がい福祉課へチェックシートの内容を基に通報。

【連絡先】
長寿福祉課：69-2165
包括支援センター
水口：65-1170
土山：66-1610
甲賀：88-8136
甲南：86-8034
信楽：82-3180
障がい福祉課：69-2161
家庭児童相談室：69-2177

・状況把握
・改善計画

様式第３号「虐待通報連絡書」により報告（7 日以内）

当該事業所と調査協力

虐待防止および身体拘束適正化委員会
①虐待の事実確認のための情報収集、該当事業所の状況把握。
②原因の分析および再発防止策の検討（様式第４－２号）
③当会職員による場合 ・第三者委員会への報告、相談 ・当該事業所との改善計画の策定（様式第４－１号）
④被虐待者への対応の検討（当会職員による場合）
⑤虐待防止および身体拘束適正化のための研修企画・実施

・当会職員による場合の報告
・調査結果の報告

第三者委員

報告　指導

自己点検チェックシート

１０月２５日～３１日

様式第１号「自己点検チェックシート」により全職員自己点検チェック。

１１月～１月　（様式第１号）

法人虐待防止および身体拘束適正化研修伝達研修において、様式第１号別表により各所属で振り返り。委員会へ提出